

飲料水

建築物衛生法 飲料水水質検査

「厚生労働省 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則 第4条3、4」に基づく

No.	項目	基準値	項目名	検査頻度	備考
1	一般細菌	100個/ml以下	10項目	6ヶ月に1回	
2	大腸菌	検出されないこと			
10	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/l以下			
37	塩化物イオン	200 mg/l以下			
45	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3 mg/l以下			
46	pH値	5.8~8.6			
47	味	異常でないこと			
48	臭気	異常でないこと			
49	色度	5度以下			
50	濁度	2度以下			
6	鉛及びその化合物	0.01 mg/l以下	5項目		※1
31	亜鉛及びその化合物	1.0 mg/l以下			※1
33	鉄及びその化合物	0.3 mg/l以下			※1
34	銅及びその化合物	1.0 mg/l以下			※1
39	蒸発残留物	500 mg/l以下			※1
9	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/l以下	消毒副生成物 12項目	1年に1回 (6/1 ~ 9/30)	
20	塩素酸	0.6 mg/l以下			
21	クロロ酢酸	0.02 mg/l以下			
22	クロロホルム	0.06 mg/l以下			
23	ジクロロ酢酸	0.04 mg/l以下			
24	ジブromクロロメタン	0.1 mg/l以下			
25	臭素酸	0.01 mg/l以下			
26	総トリハロメタン	0.1 mg/l以下			
27	トリクロロ酢酸	0.2 mg/l以下			
28	ブromジクロロメタン	0.03 mg/l以下			
29	ブromホルム	0.09 mg/l以下			
30	ホルムアルデヒド	0.08 mg/l以下			
13	四塩化炭素	0.002 mg/l以下	有機化学物質等 7項目	3年に1回	※2
15	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/l以下			※2
16	ジクロロメタン	0.02 mg/l以下			※2
17	テトラクロロエチレン	0.01 mg/l以下			※2
18	トリクロロエチレン	0.03 mg/l以下			※2
19	ベンゼン	0.01 mg/l以下			※2
44	フェノール類	0.005 mg/l以下			※2
—	全項目(50項目)	—		給水の開始前	※2

No.は水道法水質基準に関する省令でのNo.

※1…省略可能項目。その年の初めの検査で適合した場合は、次回省略可能 ※2…水源の全部または一部に地下水などの水を利用し飲料水を供給する場合